

王公族の離婚・離縁と戸籍の行方：共通法を超越する昭和二年法律第五一号

新城，道彦
新潟大学現代社会文化研究科：助教

<https://doi.org/10.15017/1440786>

出版情報：政治研究. 60, pp.189-206, 2013-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

王公族の離婚・離縁と戸籍の行方

—— 共通法を超越する昭和二年法律第五一号 ——

新城道彦

はじめに

- 一 王公家軌範制定の曲折と委任立法
- 二 昭和二年法律第五一号をめぐる議論
 - (一) 共通法との整合性
 - (二) 離婚届の有無
- 三 皇族の前例と法律による解決
おわりに

はじめに

韓国併合とは、大日本帝国と大韓帝国という共に「帝」^{みかど}を戴く二つの帝国が一つになることであつた。これは琉球処分や台湾領有とは異なる属性であり、併合に際して韓国皇帝の処遇が重大な問題となる。日本は併合を「合意」として実現すべく条約という形式にこだわつたが、そのためには韓国皇帝の調印意思を引き出さなければならなかつた。それゆえ、韓国皇室を厚遇して国内に編入する方針をとつた。全八条しかない併合条約の文面は右の内容を如実に表している。すなわち、第一条で韓国皇帝が統治権を天皇に「譲与」し、第二条で天皇がそれを「受諾」すると謳つている。さらに第三条と第四条で韓国皇帝とその一族に「相当ナル尊称威嚴及名譽」と「之ヲ保持スル二十分ナル歳費」を支給すると約束している。これに加えて天皇は、条約公布と同時に「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト爲スノ詔書」と「李堯及李婁ヲ公ト爲スノ詔書」(以下、「両詔書を合せて冊立詔書と略記」)を発し、韓国皇室に王公族の身分と「皇族ノ礼」を保障した。⁽¹⁾

このように王公族の創設は併合の中心課題であつたにもかかわらず、これまで詳細には検討されてこなかつた。それでも王公族の法的地位に関しては、大正期の皇室制度の整備という側面から比較的研究されてきたといえよう。⁽²⁾しかし、焦点は一九一八年の王公家軌範案をめぐる枢密院と帝室制度審議会の政争に置かれており、一九二六年に制定された王公家軌範の運用に関する研究は管見の限りない。⁽³⁾

併合から一六年経つてようやく制定された王公家軌範には重大な不備があつた。王公族が婚姻や養子縁組で内地の一般臣民の家に入ったのちに離婚・離縁した場合、戸籍をどこに移動するかが明示されていなかつたのである。一般臣民同士が離婚・離縁したならば、民法第七三九条と第七四〇条にもとづいて実家に復籍し、実家が廃滅して復籍できないときは一家(戸籍)を創立することになつていた。ところが、王公家軌範の第二六条には、いったん王公族の身分を離れた者は再び王公家に戻れないとの規定があり、一般臣民のように実家に復籍できなかつたのである。

これは皇室典範に準拠した規定であり、皇族も皇籍を離れて臣籍に入ると復籍できなかつた。そこで皇族の場合には「皇

族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト為リタル者ノ戸籍ニ関スル法律」(明治四三年法律第三九号)を制定して、一般臣民と離婚・離縁した元皇族の戸籍の移動を解決している。政府はこの前例に倣つて「王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ関スル法律」(昭和二年法律第五一号)を制定し、王公族の戸籍問題を解決しようとした。しかし、王公族は臣籍でないとともに内地籍でもないというように、複数の条件が絡み合った特殊な身分だったため、皇族と同様の方法による解決は帝国法制の根幹を揺るがすことになる。

帝国法制の根幹とは何か。大日本帝国は、台湾・関東州・南樺太・朝鮮・南洋群島といった各外地間と内地で法域を異にし、内地の法律が直接外地に施行されたり、外地で総督が発する命令(制令や律令)などが内地に施行されることはなかった。⁽⁶⁾そのため、韓国併合後に内外地の法令や戸籍制度を連絡・統一する必要が強く意識され、一九一一年に江木翼⁽⁷⁾拓殖局長が「内地・朝鮮・台湾・関東州及び樺太に於ける民事刑事に関する法律案」を起草する。⁽⁸⁾一二年四月二九日には法制局長官の岡野敬次郎を委員長とし、江木のほか、法制局参事官の美濃部達吉、松村眞一郎、司法省参事官の豊島直通、横田五郎、東京帝国大学法科大学教授の山田三良を委員とする「共通法規調査委員会」が設置された。一三年からは一木喜徳郎が委員長となり、また中川健蔵が江木に代わつて委員に加わつた。しかし、一木のもともども法案は完成せず、わずかな条項ができただけであつた。一四年に国際法学者の高橋作衛が委員長になると「第一草案」がまとまり、これを参照に一六年六月三〇日から六回の委員会を開催して「特別委員会案」⁽⁹⁾ができる。同年九月に二二条を作成して内閣に上申し、法制局参事官の審議に付したのち、原案中四カ条を削除、一カ条を追補して、翌一七年一月に一九条からなる法案が完成する。一八年一月の議会で政府法律案として付議し、貴族院特別委員会⁽¹⁰⁾で若干の字句を修正して同年四月に「共通法」として制定された。

この共通法は、たとえば朝鮮で台湾人と内地人が事件を起こしたときにどの法で裁くか、朝鮮人女性が内地人男性に嫁いだときに戸籍の移動や手続きをどうするかという問題を解決し、法域が異なる内外地間を大日本帝国として一つにまとめるものであつた。しかるに、昭和二年法律第五一号はこの共通法と無関係に、それ自身が法域をまたいで朝鮮と内地の戸籍に関する事項を同時に定めていたのである。⁽¹¹⁾

そこで本稿では、政府がいかなる論理で帝国法制の基本原理を否定しうる昭和二年法律第五一号を正当化し、共通法との関係を説明したのか考察していきたい。

一 王公家軌範制定の曲折と委任立法

まず最初に、昭和二年法律第五一号を考察する前提として王公家軌範の制定過程を概観しておきたい。

日本は一九一〇年八月二二日に韓国と併合条約を締結し、王公族を創設した。このとき統監府と日本政府は王公族を皇族の内部に組み込む前提で班位（序列）の議論を進めていた。しかし、徳大寺実則内大臣兼侍從長の「王の席順等は急激に改むるの必要も無之、却て感情を害する」といった懸念などもあり、規定は見送られる。法的地位の明確化に關しても、冊立詔書で「世家率循ノ道」（＝王公族の遵守すべき法）については「当ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ」と明記され、棚上げとなった。¹³

冊立詔書の作成にたずさわった皇室令整理委員の奥田義人と岡野敬次郎および彼らを指導していた伊東巳代治は王公族の法的地位を早急に定めなければならないという使命感があった。そこで伊東は、一六年九月に「皇室制度再査議」という意見書を起草し、王公族の法を制定する必要性を大隈重信首相と波多野敬直宮内大臣に訴えた。¹⁴これを契機として、一月四日に宮内省内に帝室制度審議会が設置されることになる。

当時、王公家軌範の制定は日本において喫緊の課題であった。李王職事務官を務めた今村軔は斎藤実総督へ提出した意見書のなかで、王公家軌範の制定は「急を要するものゝ一なり」と進言している。理由は、王公族の身分が法的に定められなければ、仮に王世子に子ができたとしても、その子を王族と見なして王世孫と称するわけにはいかなかったからである。¹⁵

そこで、帝室制度審議会は旧韓国皇室の典礼慣行を精査して「王公家軌範案要綱」を作成し、一七年一二月一七日に王公家軌範案を天皇に上奏した。王公家軌範案の特徴は、前文で王公族を準皇族と見なして一般法令を適用すべきでは

ないと規定している点にあった。そのため王公族が臣籍ではないことを前提とする条文（たとえば第五七条⁽¹⁶⁾、第一一七条⁽¹⁷⁾）が設けられ、制定形式も皇室令であり、内容の多くは皇族身位令、皇室財産令などの焼き写しであった。

天皇は一八年五月一四日に王公家軌範案を枢密院へ諮詢する。しかし、枢密院は皇族でない王公族の権利義務に関する定め（憲法上の立法事項に該当）を法律ではなく皇室令で制定する論拠はないと批判し、帝室制度審議会に撤回を求めた⁽¹⁸⁾。これにより、一八年時点で王公家軌範の制定は断念される。

二〇年四月二八日に王世子李垠と梨本宮守正の長女方子が結婚し、翌年八月一八日には晋が誕生した。今村が危惧したとおり、法の不在によって晋を勝手に王族と見なすことはできなかった。それゆえ、天皇は応急処置として同日に詔書を公布し、「王世子ノ系嗣ニ殿下ノ敬称ヲ用ヒシムル」と宣言している。これによって晋に敬称がないという事態は免れたが、やはり王族とは見なせなかつたため、詔書の表題も「王世孫」ではなく「王世子ノ系嗣」となった⁽¹⁹⁾。

王公族の法的地位を確定して安定的な襲系を実現するために王公家軌範の制定は急務であった。しかも、併合条約および冊立詔書の趣旨を体现するために形式は皇室令でなければならなかつた。だが、王公家軌範を法律ではなく皇室令として制定することは、すでに枢密院で否定されており不可能であつた。

こうした葛藤のなかで、委任立法という解決策がとられる。すなわち、帝国議会で王公族の権利義務に関する事項は皇室令で制定すると規定した「王公族ノ権義ニ関スル法律」（大正一五年法律第八三号⁽²⁰⁾）を公布し、これを根拠に王公家軌範を皇室令として制定しようとしたのである。しかしこの措置は、国務法の法律を根拠に宮務法の皇室令を制定するものであり、明治憲法の構造を貫く典憲二元主義を否定する唯一の例外を作ることになった⁽²¹⁾。とはいえ、「王公族ノ権義ニ関スル法律」によって一八年当時の枢密院の批判は避けられ、二六年一二月一日、ついに王公家軌範が皇室令として制定されたのである。

しかし王公家軌範は、内地の家に入ったのちに離婚・離縁した元王公族の戸籍の行方に関して重大な不備を内包していた。それゆえ制定の翌年には新たな法律案を作成し、審議しなければならなくなる。

二 昭和二年法律第五一号をめぐる議論

(一) 共通法との整合性

二七年三月一二日、第五回帝国議会衆議院の委員会で「王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ関スル法律案」(以下、本案と略記)の審議が開始された。まず冒頭で江木翼法務大臣が本案の大要を次の五点にしぼって説明している。委員会にて特に論点となったのは③と④である。

①王公族が婚姻・養子縁組などによって内地の家に入った場合は、本案第五条の規定により、内地の家の戸主が入籍の旨を市町村長に届け出る。

②内地の家の女子が婚嫁によって王公家に入った場合、本案第五条の規定により、去った家の戸主が除籍の旨を市町村長に届け出る。

③王公族は王公家軌範第二六条の規定により、いったん王公族の身分を離れたら王公家に復することができない。それゆえ、婚姻や養子縁組によって内地の家に入った王公族が離婚・離縁で内地の家を去るときは、本案第一条の規定にしたがい、直系尊属が臣籍に降りて創立した家があるならその家に入り、なければ一家を創立する。これは一九一〇年に公布された「皇族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト為リタル者ノ戸籍ニ関スル法律」に倣ったものである。

④内地の家を去って王公家に入った者が離婚・離縁した場合、本案第二条⁽²⁴⁾、第三条⁽²⁵⁾、第四条⁽²⁶⁾の規定により、実家があるなら復籍する旨、なければ家を再興するか一家創立の旨を市町村長に届け出る。

⑤王や公が薨去して襲系者がなく、襲系の順位にある者が内地の家にいる場合、本案第六条⁽²⁷⁾により、襲系者ならびに配偶者と長子孫の系統にある者は内地の家を去って王公家に入り王や公を継ぐため、宮内大臣が除籍の旨を市町村長に通知する。

大要を聞いて質問したのは原夫次郎議員⁽²⁸⁾であった。「はじめに」で記したように、大日本帝国は内地と各外地間で法域

を異にし、共通法によって異法地域相互間の民刑事法適用の規則を定め、法令や戸籍制度を連絡・統一していた。ところが本案は、共通法と関係なく内地と朝鮮の戸籍の移動や手続きを定めていたため、原は二つの法律の関係について尋ねた。

これに対して江木は、本案が朝鮮にも施行され二つの法域にまたがることをすんなりと認めている。だがそのうえで、共通法は臣籍にある者同士の入籍復籍上の関係を定めているのであり、本案が対象としているのは王公族という特別な身分と内地の家との関係であると弁明している。したがって本案には「全く共通法規ノ適用ト云フモノハ、其關係ニ於テハ適用ガナイ」とし、「本案ノ第一条ガ或ル意味ニ於テノ共同的ノ法規トナル」と答弁した。

しかし原は、対象が王公族だから共通法の適用がないとした点に疑義を挟み、婚姻や養子によっていったん王公家を離れて臣籍に降りた以上、内地においては民法の支配に属すのだから共通法の適用も受けなければならないと批判した。そしてこの考えを補強すべく、内地の家に入った王公族が離婚・離縁した場合の戸籍の移動の可能性として次の三つをあげている。

- (A) 実家（王公家）に復籍する。
- (B) 直系尊属がすでに王公家を出て創立した家に入る。
- (C) 一家を創立する。

このうち、(A)は王公家軌範第二六条の規定によって不可能であり、一般臣民と異なる点である。だが、原は①を除く外するためにわざわざ別に法律を制定する必要はなく、民法だけで事足りるという。なぜならば、「特別法ハ一般法ヲ除外スルト云フ理論」⁽³⁰⁾から民法よりも王公家軌範（第二六条）の方が優先されるため、本案で特別な規定を設けなくても(A)になることはないというのである。したがって選択肢は(B)と(C)になるが、この二つは民法の観念と同一であるから、たとえば王公族だった者であっても共通法の適用を受けるべきだと主張した。

江木は「臣籍ニ入ラレタ以上ハ固ヨリ内地ノ民法ノ適用ヲ受ケラルル人トナルコトハ申スマデモナイノデアリマス」と述べて、原の意見に賛意を示した。しかし、本案で対象としているのは「元王公族タリシ人」であり、民法だけでは「規定ノ欠如ガアル」と改めて強調した。離婚・離縁となれば実家に戻るのが原則であるが、「元王公族タリシ人」は王公家軌範第二六条によつて復籍できない。そこで、直系尊属が一般臣民となつて創立した家があればそこに入れるようにしたいのだが、民法だけでは不可能なので「特別ノ法規ヲ必要トスル」の³¹だと訴えた。

原と江木の議論のすれ違いは、(B)の直系尊属が一般臣民となつて創立した家を「実家」と見なすか否かという相違に起因していた。原は「一般臣家ノ家が創立シテアルナラバ其実家ガアルノデアルカラ、其処へ御帰リニナル、若シソレガナカタナラバ、一家ヲ創立シナケレバナラヌ」³²と述べており、(B)を「実家」と認識していた。一般法と特別法の関係から本来の実家に戻る(A)の選択肢はありえない。だが、直系尊属が創立した家を「実家」と見なすならば、復籍の原則から自然と(B)が選ばれる。それゆえ、原は特別に本案のような法律を制定する必要はなく、民法だけで充分だと考えていた。一方、江木をはじめ政府側は、直系尊属が創立した家を「実家」とは見なさず、特別な法律がなければ(B)の選択はありえないと捉えたのである。

政府側はより詳しく本案の特徴を説明するために、江木大臣に代わつて池田寅二郎司法省民事局長が答弁した。まず池田は、本案が例とした「皇族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト為リタル者ノ戸籍ニ関スル法律」がどのような趣旨で制定されたのかを解説している。皇族の場合も、婚姻や養子によつて華族に降りたのちに離婚・離縁したときにいずれの戸籍に復するか問題となつた。実家(皇籍)に戻るのは皇室典範が禁じており、だからといってすべて一般臣民として一家創立するのは³³穩当ではない。そこで、新たに法律を制定し、直系尊属が臣籍(華族)に降りて創立した家があれば、それを民法上の「実家」として取扱うことにしたという。そして本案も「ソレト同ジヤウナ関係」にあつた。つまり王公族も皇族と同じく実家に復籍できないので、直系尊属が臣籍に降りて創立した家があれば、「ソレヲ恰モ実家ト同様ニ認メテ其家ニ復籍サセルコトニスル方ガ妥当」³⁴という意見になつたというのである。

池田は「元王公族タリシ人」への民法の適用について、「一旦養子縁組、若クハ婚姻デテ内地ノ家ニ入ラレマシタ暁

ニ於テ、其後ノ法律關係ト云フモノハ是全ク民法ノ規定ニ從フト云フコトモ亦原議員ノ仰ノ通りデアリマス」と述べ、原と意見を同じくしていた。直系尊属が臣籍に降りて創立した家を「実家」とし、「元王公族タリシ人」をそこに復籍させるという方針も一致していた。だが、両者の間には決定的な違いがあった。池田は、直系尊属が臣籍に降りて創立した家を「実家」と認めるためには別途法律が必要であり、本案の制定がなければ「実家」とは見なせないと考えたのである。

しかし、朝鮮と内地の家の關係を一つの法律で解決しようとするならば、共通法との整合性を説明しないわけにはいかなかった。池田は「朝鮮ノ一般ノ臣民、内地ノ一般ノ臣民トノ家籍ノ移動ニ関シマシテハ、民法並朝鮮ニ於テハ法令ニソレゾレ規定ガアリマシテ、之ヲ調和スル為ニ茲ニ共通法ノ規定ガアルノデアリマス」と認めたらうで次のように主張した。

是〔本案〕ハ全ク朝鮮ノ家ト内地ノ家トノ間ノ關係ヲ此一本ノ法律デ規定スル訳デアリマスカラ、恰モ共通法以上ノ規定ト申シマスカ、内地ノ家ニ在リマシタ者ガ、此規定ニ依リマシテ、直接ニ朝鮮ニ於テ創立セラレタル家ニ入ルト云フコトヲ定メタ次第デアリマス⁽³⁵⁾

すなわち、本案を共通法以上の法律と位置づけることで、朝鮮と内地の家の關係を同時に規定することを正当化したのである。

しかし、そのように位置づけると、本案は王公家軌範で實際の戸籍を取り扱う施行規則にとどまらずに、これ自体が王公族の実体的規定を構成することになりかねない。本案が実体的規定を構成しているならば、王公家軌範を改正するか、「王公族ノ權義ニ関スル法律」にもとづいて皇室令で定めなければならなかった。

この点を原委員に指摘された政府側は、池田に代わって江木大臣が答弁した。たしかに「王公族ノ權義ニ関スル法律」によつて王公族と一般臣民にわたる事項は皇室令で定められるようになった。だが、本案が対象としているのは、婚姻

や養子によって「純然タル臣籍ノ家ニ入ツタ人」であり、王公族ではない。したがって、本案は王公家軌範やその他の皇室令ではなく、法律で規定すべきだといふのである。³⁷⁾

なるほど、王公家軌範や皇室令で臣籍同士の関係を定めるべきではない。しかし、江木は実家復籍の議論のときに「元王公族タリシ人」は一般臣民ではないから民法とは別の法律が必要であると主張していた。それにもかかわらず、実体的規定を含む本案を王公家軌範の改正や皇室令ではなく法律で定めることの正当性を問われると、〈王公族〉という特性を完全に否定して単なる一般臣民と見なしたのである。

政府側の答弁は右のように自家撞着に陥っており、必ずしも納得できるものではなかった。しかし、この日の質疑はここで終わる。

(二) 離婚届の有無

原議員はつづく一七日の委員会でも本案を批判し、制定の必要性に疑問を呈した。この日、原が詰め寄ったのは第二条であった。第二条は王公家に婚嫁して王公族になった内地の元一般臣民が離婚などで実家に復籍したときに、「復籍シタル者ノ父母及其ノ者トノ続柄」「復籍ノ原因及年月日」を具えた書面を添付して一カ月以内に市町村長に届出するよう定めた条文である。

一般臣民の家では、妻は夫と死別しても基本的にそのまま婚家に留まる。ところが、王公家に入った女子は王公家軌範第六八条³⁸⁾により、夫が亡くなったときに王または公の許可（妃の場合はさらに勅許）を得て実家に復籍できた。これは戸籍法にない事例のため、本案第二条に届出の方法が設けられたのである。また、王公家に嫁いだ女子が離婚した場合は王公家軌範第一二六条³⁹⁾にもとづいて、実家があるならば復籍し、なければ一家創立か実家再興となっていた。この趣旨は民法と同じだが、手続きが異なっていた。臣籍の離婚は届出書の受理によって成立し、同時に戸籍法にもとづいて届出書に復籍する実家もしくは一家創立や実家再興の旨が記述される。ところが王公族の離婚は勅許で成立し、届出という形式が存在しないため、王公家を離れて一般臣民となった女子の復籍等に関する戸籍の処理が書類上でできなかった。

た。そこで本案により別途届出を義務づけたのである。

しかし原は、勅許を要するのは王公家軌範の特別の規定であるから、それに離婚届の有無を連関させる必要はなく、王公家を去る者が届出しても構わないと考えていた。それゆえ、たとえ勅許による成立という形式の違いはあっても離婚という実質は変わらない以上、「普通ノ民法ノ規定ニ從テ離婚届ヲ添付スルト云フコトデ一向差支ナイヤウデアリマス」⁽⁴⁰⁾と指摘した。

これに対して池田は、民法のもとでは届出によって、王公家軌範のもとでは勅許によって離婚が成立するので「実体法ガ斯ノ如ク違フ、即チ形式ガ違フ、故ニ戸籍法ヲ以テ賄フト云フコトハ出来ナイ」⁽⁴¹⁾と答弁した。

しかし、問題が実体法の違いに起因しているならば、王公家軌範が戸籍法を改正すべきであろうし、そもそも王公族と一般臣民にわたる事項は皇室令として制定しなければならなかった。そのため原は、「出来ルダケ斯ウ云フ特殊ナ法律ハ設ケナイデ、戸籍法デモ一部分改正スレバ当然斯ウ云フ場合ハ処理ガ出来ルモノト思フ」と述べ、「特段ニ斯ウ云フ特別法ヲ設ケルト云フ趣旨ハ、昨年吾々〔ガ〕協賛ヲ与ヘタル王公族ノ権義ニ関スル委任ノ法律ノ趣意ヲ全ウスルモノデナイ」⁽⁴²⁾と非難した。

一二日の議論に重なるこの論点に池田は次のように答えている。王公家への婚嫁・養子縁組の手続きは王公族としてするので、王公家軌範に規定されている。しかし、その後に離婚・離縁する場合は一般臣民として民法の支配を受ける。つまり離婚の効力や手続きの定めは王公族の権利義務に該当しないし、王公族と一般臣民にわたる事項でもない「一般臣民限りノ事柄」である。したがって本案は「王公族ノ権義ニ関スル法律」の範囲に属さないと解釈し、法律で定めるのが至当という結論になったのだという。

ここに至って原が質問を打ち切り、委員会は終わる。本案は同年四月一八日に法律第五一号として公布され、五月一日より施行となった。

なお、王公族と朝鮮の家の関係を定めた「王公族ヨリ朝鮮ノ家ニ入りタル者及朝鮮ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ニ関スル制令」および「王公族ヨリ朝鮮ノ家ニ入りタル者及朝鮮ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ニ関スル件」は同年四月

一九日にそれぞれ制令第一二号と朝鮮總督府令第三九号として公布され、法律第五一号と同日に施行となった。

三 皇族の前例と法律による解決

本案の制定をめぐっては、主に①共通法との整合性と②「王公族ノ權義ニ關スル法律」との関係（法律で定める事項なのか否か）が論点となり、政府側は次のように答弁した。

① 本案が対象とするのは王公族という特殊な身分と一般臣民の関係である。たとえ離婚・離縁によって王公家を離れても「元王公族タリシ人」であり、民法では規定できない。代わりに本案第一条が「共通的ノ法規」となり、これ一本で朝鮮と内地の家の関係を定める。したがって本案は共通法以上の法律である。

② 本案が王公族の実体を規定しているならば、「王公族ノ權義ニ關スル法律」にもとづいて皇室令の制定や王公家軌範の改正で解決しなければならない。しかし、本案が対象としているのは婚姻や養子によって「純然タル臣籍ノ家ニ入ツタ人」であり、一般臣民同士の事柄である。したがって、本案は「王公族ノ權義ニ關スル法律」の適用範囲に属さないので、皇室令では規定できないし王公家軌範の改正でも対応できない。

②に関して、たしかに王公家軌範は王公族について定めるものであり、政府側の主張も一理ある。しかし、王公家軌範は必ずしも王公族だけを規定しているのではなく、たとえば第二〇条で「王公族ノ子ニシテ王公族ニ非サル者」、第二六条で「王公族ノ身分ヲ失ヒタル者」、第六二条で「勅許により」朝鮮貴族ニ列シタル者」を主語にしている。よって、法律の制定ではなく、王公家軌範の改正で解決しても構わなかったはずである。また①で、たとえ王公家を離れても本案が対象するのは王公族という特殊な身分としているので、政府側の答弁は一貫性がなく説得力を欠く。

それでは、なぜ政府は王公家軌範の改正や皇室令の制定ではなく、法律での解決に固執したのだろうか。まず、併合

から一六年経つてようやく王公族の身位・襲系を確定した王公家軌範を改正することに對する忌避があつたといえよう。⁽⁴³⁾ 王公家軌範は天皇が併合条約や冊立詔書で韓国皇室および國際社会に表明した約束を実現するものであり、公布の翌日には『毎日申報』の一面で「世家率循の大宝典 永久無讞の王公家軌範」と大々的に報じられていた。当然ながらそれをわずか半年で改正する失態を演じるわけにはいかなかった。加えて、王公家軌範は政争の種であり、伊東巳代治をはじめとする帝室制度審議会の反発も警戒されたと考えられる。

また、皇族の戸籍の移動を皇室典範の改正や皇室令ではなく明治四三年法律第三九号によつて解決したのだから、「皇族ノ礼」を受ける王公族もそれに倣うべきだという考えがあつた。本案が明治四三年法律第三九号を参考に作成されたのは政府の答弁からも明らかである。明治四三年法律第三九号の審議過程で政府委員を務めた平沼騏一郎は、皇室令ではなく法律で制定する理由を、現今皇族の身分を有する者ではなく、すでに皇族を離れた者を対象としているからであると説明していた。⁽⁴³⁾ 本案もこれと同じ論理であつた。

しかし、王公族は皇族と異なり内地籍ではなかつたため、同じ論理では共通法との整合性を保てなかつた。それゆえ、本案は共通法を超越すると説明せざるをえず、昭和二年法律第五一号の制定によつて、内地および各外地間で法域を分ける帝国法制の基本原理が崩れる。一九二六年の「王公族ノ権義ニ関スル法律」による典憲二元主義の否定につづいて、帝国法制の根幹が揺らいだのである。

おわりに

併合から三五年後に日本の朝鮮統治は終焉を迎えた。その二年後に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」（昭和二年法律第七二号）が制定され、昭和二年法律第五一号や「王公族ノ権義ニ関スル法律」は廃止となる。王公家軌範の制定からわずか二年後のことであつた。この間に王公族と内地人の離婚・離縁はなく、戸籍の移動は法律上の議論に終わる。

ただし、王公族と内地人の結婚は、李垠・方子夫妻のほか、李鍵・広橋誠子夫妻、宗武志・李徳恵夫妻の事例があり、後ろの二例は戦後に離婚した。最後にこの夫妻の戸籍・国籍の行方に言及しておきたい。

李鍵は李垠公と鄭氏の間生まれ、身分は公族であった。一九三一年六月二日、李垠の隠居にとまって公を継ぎ李鍵公となっている。一方、誠子は華族松平胖と鍋島俊子（方子の叔母）の間に生まれたのち、広橋真光の養妹となり、三一年一月五日に李鍵に嫁いで公族となった。李鍵と誠子および子の沖、沂、沃子は四七年五月二日に最後の勅令として公布施行された「外国人登録令」で「外国人」になった翌日に桃山姓を名のり、虔一、佳子、忠久、欣也、明子と改名した。⁽⁴⁶⁾結婚当初から溝のあった夫妻は五一年五月に離婚する。佳子は復籍して松平佳子になり、虔一、忠久、欣也、明子は五五年三月一日に帰化して日本の国籍を取得した。

宗武志は対馬藩主宗伯爵家の当主であり、麗澤大学教授をつとめた文学者であった。徳恵は王族李太王と梁氏の間生まれ、三一年五月八日に宗家に嫁いで王族から華族になった。彼女は結婚前から「早発性痴呆症」を患い、戦後、精神科の病院として古い歴史をもつ東京都立松沢病院に入院する。宗武志は四七年五月三日の新憲法の施行によって華族の身分を失い、一般の日本人となった。徳恵と長女正恵は宗の戸籍に属していたため、五二年四月二八日の対日講和条約の発効後も日本国籍のままであった。徳恵は五五年に離婚が成立すると梁氏の戸籍を創立して梁徳恵になる。さらに六二年一月二六日にソウル大学病院に入院するため特別機で羽田からソウルに渡ったのを契機として、大韓民国の国籍を取得した。

注

(1) 拙著『天皇の韓国併合―王公族の創設と帝国の葛藤―』（法政大学出版社、二〇一一年）。

(2) 高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争(上)」、『社会科学』第三二号、一九八三年二月、同「大正期皇室法令をめぐる紛争(下)」、『社会科学』第三四号、一九八四年三月)、島善高「大正七年の皇室典範増補と王公家軌範の制定」、『早稲田人文自然科学研究』第四九号、一九九六年三月)、西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」(近代日本研究会編『宮中・皇室と政治』山川出版社、一九九

八年、伊藤之雄「近代日本の君主制の形成と朝鮮―韓国皇帝・皇族等の日本帝国への包摂―」〔法学論叢〕第一五四号、二〇〇四年三月。

- (3) 拙著前掲でも一九一八年の議論は皇族と王族の婚儀と関連づけて検討したが、本稿で取り扱う戸籍問題の重要性には気づかなかつたため、一九二六年の制定後の運用にまでは言及できなかった。
- (4) 朝鮮では民法を依用した朝鮮民事令。
- (5) 本州・四国・九州・千島を含む北海道・沖縄・小笠原で構成される。南樺太は一九四三年に内地に編入。
- (6) 台湾、朝鮮、南樺太に法律の全部または一部を施行するときは勅令をもつて定める一方で、外地に特に施行する目的で制定された法律は、勅令によることを必要とせず、そのまま外地に施行された。
- (7) 一八九七年東京帝国大学法科大学法律学科（英法）卒。一九一〇年拓殖局部長、一二年第三次桂内閣、一四年第二次大隈内閣、二四年加藤護憲三派内閣の書記官長、二五年加藤内閣の司法大臣を歴任。一六年には勅選貴族院議員となった。
- (8) 實方正雄「共通法」（末弘嚴太郎編『新法學全集』第三〇巻、日本評論社、一九四〇年）一二頁。
- (9) 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、二〇〇八年）三四八―三四九頁。
- (10) 實方前掲、一二頁。
- (11) 共通法に関する研究は、私法を中心に論じた實方前掲のほか、公法を視野に入れた浅野豊美「植民地での条約改正と日本帝国の法的形成」（浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社、二〇〇四年）、浅野前掲『帝国日本の植民地法制』がある。しかし、共通法を超越する昭和二年法律第五一号に関する言及はない。
- (12) 長井純市編『渡辺千秋関係文書』（山川出版社、一九九四年）一四九頁。
- (13) 拙著前掲、六〇頁。
- (14) 伊東は「皇室制度再査議」で王公族の軌儀だけでなく、帝室制度調査局が起草・上奏した皇室令を含む法案のうち、いまだ日の目をみない一八案を制定すべきとも訴えていた。
- (15) 今村軼「李王家に関する事ども」（『齋藤実文書』99頁、国立国会図書館憲政史料室所蔵）一九二二年一月一〇日作成。
- (16) 「剝奪ノ処分ヲ受ケタル王公族ハ臣籍ニ降スコトアルヘシ」。
- (17) 「臣籍ヨリ王公族ニ嫁シタル女子離婚ノ場合ニ於テハ実家ニ復籍ス」。
- (18) 「王公家軌範審査委員会筆記（五月〜六月）」（『枢密院委員録・大正七年・巻別冊』国立公文書館所蔵）。
- (19) 拙著前掲、三〇一―三〇五頁。

- (20) 「王族及公族ノ權義ニ関シテハ皇室令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得王族又ハ公族ト一般臣民トニ涉ル事項ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規定ニ依リ第一項ノ命令ハ法律中特ニ王族又ハ公族ニ適用スヘキモノトシタル規定ニ違背スルコトナシ」。
- (21) 新田隆信「王公族の法的地位と法律第83号——明治憲法体制に関する一つの覚え書」〔富大経済論集〕第九卷第二号、一九六三年七月。典憲二元主義とは明治憲法と皇室典範を共に国家の最高法規と見なし、すべての法形式は国務法と宮務法の二系統に分属するという考え方。
- (22) 「養子縁組若ハ婚嫁ニ因リ内地ノ家ニ入りタル王公族又ハ婚嫁ニ因リ内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者アル場合ニ於テハ其ノ入リ又ハ去リタル内地ノ家ノ戸主ハ一月内ニ其ノ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍又ハ原籍、父母及其ノ者ト父母トノ続柄並入籍又ハ除籍ノ原因及年月日ヲ具シ其ノ旨市町村長ニ届出ツルコトヲ要ス」。
- (23) 「養子縁組又ハ婚嫁ニ因リ内地ノ家ニ入りタル王公族離縁又ハ離婚ノ場合ニ於テハ其ノ直系尊属ガ王公家軌範ニ依リ一般臣民ト為リタル為創立シタル家アルトキハ其ノ家ニ入り其ノ家ナキトキハ一家ヲ創立ス」。
- (24) 「王公家軌範第六十八条又ハ第百二十六条ノ規定ニ依リ実家ニ復籍シタル者ハ一月内ニ左ノ事項ヲ具シ復籍ノ原因ヲ証スル書面ヲ添附シ其ノ旨市町村長ニ届出ツルコトヲ要ス
- 一 復籍シタル者ノ父母及其ノ者トノ続柄
 - 二 復籍ノ原因及年月日」。
- (25) 「王公家軌範第百二十六条ノ規定ニ依リ一家ヲ創立シタル者ハ一月内ニ左ノ事項ヲ具シ一家創立ノ原因ヲ証スル書面ヲ添附シ其ノ旨市町村長ニ届出ツルコトヲ要ス
- 一 一家ヲ創立シタル者ノ父母及其ノ者ト父母トノ続柄
 - 二 一家創立ノ原因及年月日
 - 三 一家創立ノ場所」。
- (26) 「王公家軌範第百二十六条ノ規定ニ依リ実家ヲ再興セント欲スル者ハ一月内ニ左ノ事項ヲ具シ其ノ旨市町村長ニ届出ツルコトヲ要ス
- 一 廃絶シタル実家ノ戸主ノ氏名及本籍
 - 二 廃絶ノ年月日
 - 三 再興ノ場所」。
- (27) 「前条ニ掲グル場合ヲ除クノ外王公家軌範ニ依リ内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者アルトキハ宮内大臣ハ左ノ事項ヲ具シ其ノ旨

市町村長ニ通知スベシ

一 王公家ニ入りタル者ノ氏名、出生ノ年月日及原籍並戸主トノ続柄

二 除籍ノ原因及年月日

前項ノ場合ニ於テ戸主ガ王公家ニ入りタルトキハ家督相続ハ之ニ因リ開始ス。

(28) 東京控訴院検事から法相秘書官、首相秘書官、法制局参事官を経て政界入りした。民政党代議士として党総務、岡田内閣の司法政務次官を歴任。戦後進歩党に属し、一九四七年には島根県の初代公選知事となる。

(29) 『帝国議会衆議院委員会議録 昭和編』第六卷（東京大学出版会、一九九〇年）四八八—四八九頁。

(30) 同前、四九一頁。

(31) 同前、四九〇—四九一頁。

(32) 同前、四八九—四九〇頁。

(33) 第二六回帝国議会貴族院特別委員会が明治四三年法律第三九号案を審議したときに、尾崎三良議員は「直系尊属ガアレバソレヘ這入レバ宜シウゴザイマスガ、ソレノ無イトキニハ據ロナク独立シタ一家ヲ立テルト、ソレガ平民ニナルト云フコトハ如何ニモドウモ人情酷薄ニ失シハシナイカ」と批判している。『帝国議会貴族院委員会速記録』第二五卷（東京大学出版会、一九八七年）一八七—一八八頁。

(34) 前掲『帝国議会衆議院委員会議録 昭和編』第六卷、四九一頁。

(35) 同前。

(36) 同前、四九二頁。

(37) 同前。

(38) 「婚嫁ニ因リ王公家ニ入りタル女子其ノ夫ヲ亡ヒタルトキハ王又ハ公ノ許可ヲ得テ実家ニ復籍スルコトヲ得但シ妃ナルトキハ尚勅許ヲ受クヘシ」。

(39) 「婚嫁ニ因リ王公家ニ入りタル女子離婚ノ場合ニ於テハ実家ニ復籍シ其ノ実家ナキトキハ一家ヲ創立ス但シ実家ヲ再興スルコトヲ妨ケス」。

(40) 前掲『帝国議会衆議院委員会議録 昭和編』第六卷、四九四頁。

(41) 同前、四九四頁。

(42) 同前。

(43) 王公家軌範が改正されたのは、一九四一年七月一日と戦後の一九四七年二月二〇日の二回だけである。一九四一年は条文ではなく儀式について定めた附式第一の末尾に「已ムコトヲ得サル事由アルトキハ儀注ハ之ヲ簡略スルコトアルヘシ第二以下之ニ倣フ」を加えるというものであり、一九四七年は王公族の身分喪失を規定した第六一条と第六二条中の「朝鮮貴族ニ列セラレ」をそれぞれ「王族又ハ公族ノ列ヲ離レ」に改めるといふものと、租税について規定した第八一条を「租税ニ関スル法令中親族トアルトキハ王公族ニ付テハ血族ハ六親等内ニ限り之ヲ親族トシ戸主又ハ同居家族トアルトキハ王公族ニ付テハ宮内大臣カ大蔵大臣ト協議ノ上戸主又ハ当該戸主ノ同居家族ニ該当スル者ト決定シタル者ヲ戸主又ハ同居家族ト看做シ家督相続トアルトキハ宮内大臣カ大蔵大臣ト協議ノ上戸主ニ該当スル者ト決定シタル王公族ノ薨去ニ因リ開始シタル相続ヲ家督相続ト看做ス」に改めるものであった。

(44) 『毎日申報』一九二六年二月二日。原文は漢字ハンゲル。

(45) 前掲『帝国議會貴族院委員会速記録』第二五卷、一八五頁、一九一頁。

(46) 小田部雄次『梨本宮伊都子妃の日記』(小学館、一九九二年)三四六頁、一九四七年五月四日条。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金若手研究(B)二〇一二～二〇一三年度(課題番号:24720297)、二〇一二年度三島海雲学術研究奨励金、日韓文化交流基金訪韓フェローシップ(受入機関:ソウル大学奎章閣国際韓国学センター)による成果の一部である。